

農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施要領

制 定 平成9年8月19日付け農企第104号北海道農政部長通達
最終改正 令和4年4月1日付け農政第2445号北海道農政部長通知

第1 事業の目的

本道の農業・農村を道民共通の貴重な財産として育み、これらを次代の人々に引き継いでいくためには、農業関係者のみならず都市住民や消費者等の農業・農村に対する理解の促進と支援が不可欠となっている。

このため、地域の特性を生かしながら、農業者自らの創意と工夫を凝らした道民とのふれあいを深める取組や、農業者と農業関係以外の団体や教育関係機関などが連携して地域の農業・農村への魅力を多くの道民に享受してもらうための取組を促進するとともに、農業団体をはじめ関係機関・団体等が協力・連携して、全道的な視点に立って、農業・農村に対する道民コンセンサスの形成に向けた各種取組を展開するなどして、本道の農業・農村に対する理解と支援の輪を全道規模に拡大することを目的とする。

第2 事業の内容

1 草の根交流促進事業

- (1) 道民等が農村を気軽に訪問でき、農業者との交流を通じ、農業・農村の理解を深めることのできる環境づくりのための事業
- (2) 農作業、農産加工等の体験を通じて、農業者と道民との相互理解と協調関係の強化を図る事業

2 農業・農村パートナーシップ促進事業

農業者と農業関係以外の団体や教育関係機関などが連携して取組む農業・農村に対する理解の促進や農業・農村のPRなどの協働活動に対する支援事業

3 コンセンサスづくり活動推進事業

- (1) 総合的な情報発信の促進を図るためマスメディア等を活用して本道農業・農村の役割や機能について、広く道民等に普及・啓発を行う事業
- (2) 異業種等との対話の促進を図るためシンポジウム・懇談会などの開催や消費者及び次代を担う子供達などが農業にふれあう取組を通して、農業・農村の大切さを啓発する事業
- (3) 全道的な視野に立ったコンセンサス形成のための企画立案を行う事業

第3 事業の実施

1 事業実施主体

事業実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 草の根交流促進事業
農業者が組織する団体
- (2) 農業・農村パートナーシップ促進事業
農業者と農業関係以外の者が組織する団体、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校、市町村教育委員会などの教育関係機関及び総合振興局

- 長又は振興局長（以下、「総合振興局長等」という。）が適当と認める団体。
- (3) コンセンサスづくり活動推進事業
 農業団体、消費者団体、経済団体等で組織する道民コンセンサスの形成に向けた取組を推進する団体で知事が適当と認める団体

2 事業実施計画

- (1) 草の根交流促進事業及び農業・農村パートナーシップ促進事業
 ア 事業を実施しようとする事業実施主体は、別記第1号様式の農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施計画承認申請書（以下「実施計画承認申請書」という。）に農政第34号様式その1（昭和49年北海道告示第809号による告示様式。以下農政様式について同じ。）（以下「事業実施計画書」という。）を添付の上、事業実施主体の主たる事務所の住所地を所管する総合振興局長等に提出するものとする。
 イ 総合振興局長等は、提出された事業実施計画書の内容を適当と認めたときは、事業実施計画書及び事業実施計画承認申請書の写しを添えて、あらかじめ知事と協議の上計画承認を行うものとする。
- (2) コンセンサスづくり活動推進事業
 事業を実施しようとする事業実施主体は、事業実施計画承認申請書に農政第34号様式その2を添付の上、知事に提出し、その承認を受けるものとする。

第4 助成

道は、第3の1の(1)の団体が第2の1に掲げる事業を行う場合又は第3の1の(2)の団体が第2の2に掲げる事業を行う場合若しくは第3の1の(3)の団体が第2の3に掲げる事業を行う場合に、当該団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）、北海道補助金等交付規則の運用について（昭和47年4月1日付け局総第303号副出納長通達）及び道費単独補助事業等における消費税等仕入控除税額の取扱いについて（平成27年5月29日付け局財指第125号出納局長、総務部長通達）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

1 助成の内容

補助の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率
草の根交流促進事業を行うために要する経費	2分の1以内
農業・農村パートナーシップ促進事業を行うために要する経費	
コンセンサスづくり活動推進事業を行うために要する経費	

2 補助金の交付の申請

- (1) 規則第3条の2の規定に基づく補助金の交付の申請は、農政第1号様式の補助金等交付申請書に、規則第3条に基づく補助金等を交付する事務又は事業、

補助対象経費、補助率等の告示（以下「事業告示」という。）に定める関係書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

- (2) 補助事業者（第3の1に掲げる事業実施主体であって補助金の交付を受ける者をいう。以下同じ。）は、(1)の補助金等交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合はこの限りではない。

3 補助金の交付の条件

知事又は総合振興局長等は、規則第4条の規定に基づく補助金の交付の決定に当たっては、補助金等に係る標準様式の設定について（昭和47年9月20日付け局総第453号副出納長通達）に定める標準様式第1号様式（補助指令書）の指令条件のほか、次に掲げる旨の条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付決定の内容に関し、補助対象経費の20パーセントを超える額の変更をしようとするときは、あらかじめ知事又は総合振興局長等の承認を受けるものとする。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産が天災、その他の事故により損失又は滅失したときは、速やかに総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければならない。

4 事業計画の変更

- (1) 補助事業者が、規則第5条に定める補助事業の内容の変更を行う場合にあっては、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に2の(1)に定める書類を添えて知事又は総合振興局長等に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 知事又は総合振興局長等は、(1)の補助事業等変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業に適合すると認めたときは、速やかに変更の承認を行うものとする。
- (3) 総合振興局長等は(2)の承認をしようとするときは、あらかじめ知事と協議するものとする。

5 補助金の概算払

補助事業者は、規則第9条第2項の規定に基づく補助金の概算払を申請しようとするときは、農政第26号様式の補助事業等概算払申請書に最新の資金収支計画書を添えて行わなければならない。

6 工事完成届等

- (1) 補助事業者は、当該事業に係る建設工事が完成したときは、速やかに農政第27号様式の補助事業等に係る工事完成届を総合振興局長等に提出しなければならない。
- (2) 総合振興局長等は(1)の工事完成届を受理したときは、職員に当該工事等

を検査させ、当該職員に別記第3号様式の農業・農村コンセンサス形成総合推進事業に係る工事完成検査調書を作成させるものとする。

7 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了（事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、規則第14条の規定に基づき、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、事業告示に定める関係書類を添えて当該事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに知事又は総合振興局長等に提出しなければならない。

8 補助金の交付状況報告

総合振興局長等は、規則第15条の規定に基づき補助金の額を確定し、補助金を支出したときは、別記第2号様式の農業・農村コンセンサス形成総合推進事業補助金交付状況報告書に実績報告書（関係書類を含む。）の写し及び実施状況を示す写真を添えて、速やかに知事に報告するものとする。

第5 事業の推進

道は、農業・農村の魅力の体験や農業者との交流が気軽にできる環境づくりを図るため、都市生活者など広く道民と接する機会を設け、農業・農村への理解を促進する啓発活動や情報発信活動等に意欲的に取り組む農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録し、広く道民に周知するなど交流の促進に努めるとともに、農業関係機関をはじめ幅広い団体（消費者団体、経済団体、行政機関等）と協力し農業・農村に対する道民の理解を促進するための運動を推進するものとする。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業について必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附則（平成9年8月19日付け農企第104号）

この実施要領は、平成9年8月19日から施行する。

附則（平成10年4月17日付け農企第273号）

この改正は、平成10年4月17日から施行する。

附則（平成13年4月2日付け農企第798号）

この改正は、平成13年4月2日から施行する。

附則（平成15年4月1日付け農企第1021号）

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成16年4月1日付け農企第10320号）

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成21年4月1日付け農設第508号）

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則（平成21年10月1日付け農設第326号）

この改正は、平成21年10月1日から施行する。

附則（平成22年3月31日付け農設第520号）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 23 年 4 月 1 日付け農設第 580 号）

この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 3 月 22 日付け農設第 409 号）

この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 26 年 4 月 1 日付け農政第 674 号）

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 28 年 3 月 28 日付け農政第 1510 号）

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 26 日付け農政第 142 号）

この改正は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

附則（令和 3 年(2021 年) 3 月 29 日付け農政第 1383 号）

この改正は、令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日付け農政第 2445 号）

この改正は、令和 4 年(2022 年) 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（要領第3の2の関係）

年度 農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施計画承認申請書

記 年 月 日 号

総合振興局長（振興局長） 様
（北海道知事 ）

事業実施主体名
代表者氏名

年度農業・農村コンセンサス形成総合推進事業を実施したいので、農業・農村コンセンサス形成総合推進事業実施要領第3の規定に基づき申請します。

記

- 1 実施事業名

- 2 添付資料
事業実施計画書

注) 第3の2の(2)関係の場合における申請者及び提出先は、上記の括弧内に記載されているものに読み替えるものとする。

別記第2号様式（要領第4の8の関係）

農業・農村コンセンサス形成総合推進事業補助金交付状況報告書

記 年 月 日 号

北海道知事 様

総合振興局長（振興局長）

年度農業・農村コンセンサス形成総合推進事業を次のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

〔事業区分： 〕

市町村名	事業実施 主体名	事業内容	総事業費 円	補助対象 経費 円	補助金の交付決定		補助金の額の確定		補助金の支出		備考
					年月日	金額 円	年月日	金額 円	年月日	金額 円	

注) 「総事業費」及び「補助対象経費」の欄は、上段に計画、下段に実績を記入すること

別記第3号様式（要領第4の6の（2）の関係）

農業・農村コンセンサス形成総合推進事業に係る工事完成検査調書

事業実施主体名		(戸)
事業の内容		
事業量		
事業費		円
工期	着工年月日	
	完了年月日	

上記の工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年 月 日

検査員所属

職・氏名

Ⓔ